

協会の沿革と活動

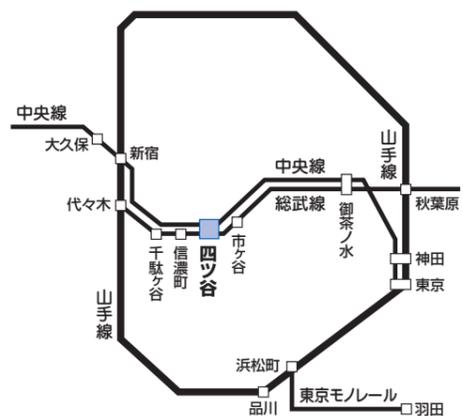
■当協会のプロフィール

大量に発生する公共嘱託登記に関して、正確・迅速・安全な登記処理をするため、昭和60年第102回国会における司法書士法の一部改正に基づき、法務大臣の認可のもとに設立しました。公嘱協会の社員は、全員司法書士で構成され、実務経験者を中心として迅速に業務処理しております。

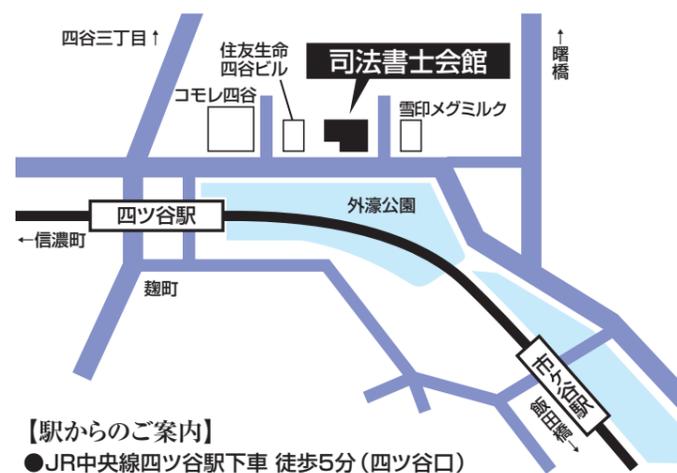
■業務内容、公益活動

国、地方公共団体・公社・公団その他各種諸団体等からの依頼を受け、所有者等の権利調査や各種嘱託登記の代理申請業務を行うほか、公益活動にも積極的に参加し、都内各地で相続・遺言についての公開市民講座を開催し、相続登記の必要性を市民の方へ丁寧にご説明しています。

路線案内



交通案内



公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号

TEL 03-3359-3345 FAX 03-3359-3370

URL <http://www.tokyo-koshoku.or.jp/>

公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

まかせて安心3つの“さ” 当協会がお約束する3つの差別化

正確さ

適正で正確な登記のために

登記の専門家である司法書士のみで構成された公益法人で、多種多様な登記に対し経験豊富な多数の社員が適正で正確な登記手続きを行います。

迅速さ

大量な登記の
迅速処理のために

東京都全域にくまなく多数の社員を擁し、嘱託登記の一括大量事件に対しても、いつでも迅速に処理ができる体制を整えております。

安全さ

安心な登記処理のために

登記業務に精通した当協会の司法書士が担当します。公共嘱託登記損害保証制度を設け、万一不測の事態にも対処できる体制を整えております。

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号

TEL 03-3359-3345 FAX 03-3359-3370

URL <http://www.tokyo-koshoku.or.jp/>

このような業務を受託しています

1 公共事業に伴う用地買収にかかる登記業務

道路整備等の公共事業に伴い発生する用地買収にかかる登記業務を受託しております。また、その前提となる登記名義人の住所氏名の変更登記や相続登記業務も受託しております。

2 権利調査業務並びにそれに伴う登記業務

買収予定地の地権者調査（地権者の相続関係等の把握のために行う相続人の調査・資料収集、地権者リストの作成）及び用地取得登記及びこれらに関連する登記業務を受託しております。

3 都市再開発に伴う登記業務

都市再開発事業により、駅前などの密集した市街地に再開発ビルやマンション等を建設する際に発生する権利変換登記及び施設建築物に関する登記業務を受託しております。

4 公共施設の建設に伴う買収用地にかかる登記業務

社会福祉施設、図書館、体育館、市民会館等の公共施設の建設に伴う用地買収の際に発生する地権者から市区町村等への所有権移転登記及び公共施設の所有権保存登記及びこれらに関連する登記業務を受託しております。

5 特殊法人等に係わる業務

特殊法人の統廃合や独立行政法人の設立に伴い、大量に発生する権利承継の登記及び権利承継の登記に至るまでの関連業務を受託しております。

6 その他嘱託登記に付随する業務

嘱託登記に係わる書類作成、各種証明書取り寄せ及び裁判事務手続き等の下記業務を受託しております。

- 担保抹消承諾書作成、取り寄せ
- 遺産分割協議書等の相続関係書類等のとりまとめ
- 相続財産管理人選任申立書の作成
- 不在者財産管理人選任申立書の作成
- 失踪宣告申立書の作成
- その他の裁判申立書及び訴状の作成

こんな「困った！」に きっと私たちがお役に立てます。

★道路用地として取得したい土地が マンションの敷地で困った！

土地とマンション（区分建物）双方に対して登記手続きが必要となり、いわゆる「敷地権の切り取り」という手続きになります。一部、土地家屋調査士が行う手続きも必要となりますが、当協会が土地家屋調査士と連携して手続きを進めます。

★長期間相続登記がされていない 買収予定地に困った！

登記簿や関連資料から得られる情報を基に所有者の戸籍を調査し、法定相続人を確定します。所有者の死亡後、長期間が経過している場合は、現在の法律と相続関係が異なる場合もあり、相続人の確定までに長い時間と多くの労力を要します。そんな時は当協会にお任せください。

★買収予定地の所有者が行方不明 又は相続人がいなくて困った！

土地の所有者が行方不明の場合は不在者財産管理人の選任、相続人がいない（又はいることが明らかでない）場合は相続財産管理人の選任が必要となります。いずれも管轄の家庭裁判所へ申立てを行うこととなりますが、当協会では裁判所へ提出する書類の作成やアドバイスをさせていただきます。

★リバースモーゲージで担保設定した 物件の所有者が亡くなって困った！

リバースモーゲージでは多くの場合、（根）抵当権と併せて、仮登記担保（債権者である自治体等への条件付所有権移転仮登記）の設定が行われています。所有者の死亡後に仮登記担保権の実行として手続きを進めることとなりますが、法令に定められた通知や期間に留意する必要がありますし、相続の問題も絡みます。是非、当協会にご相談ください。